

健全化判断比率・資金不足比率の 報告について

— 平成19年度 —

1. 健全化判断比率・資金不足比率総括表	1
2. 実質赤字比率・連結実質赤字比率の状況	2
3. 実質公債費比率の状況	3
4. 将来負担比率の状況	4
5. 下水道事業特別会計資金不足比率の状況	5
6. 水道事業会計資金不足比率の状況	6
7. 病院事業会計資金不足比率の状況	7
8. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について（概要）	...	8～15

阪南市

平成20年9月

1. 平成19年度 健全化判断比率・資金不足比率総括表

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	14.21	10.7	103.3
早期健全化基準 (13.33)	(18.33)	(25.0)	(350.0)
財政再生基準 (20.00)	(40.00)	(35.0)	—

(2) 下水道事業特別会計資金不足比率

(単位：%)

資金不足比率	
	—
経営健全化基準	(20.0)

(3) 水道事業会計資金不足比率

(単位：%)

資金不足比率	
	—
経営健全化基準	(20.0)

(4) 病院事業会計資金不足比率

(単位：%)

資金不足比率	
	89.9
経営健全化基準	(20.0)

2. 平成19年度 実質赤字比率・連結実質赤字比率の状況

会計名		実質収支額	(分母比)
一般会計等 一般会計等 に属する 特別会計	一般会計	155,164	1.5
小計		155,164	1.5
標準財政規模		10,035,717	100.0
実質赤字比率 (%)		-1.54	※

会計名		実質収支額	(分母比)
公営企業に 係る特別 会計以外 の会計 のうち 一般会計 等以外の 特別会計	国民健康保険特別会計	-1,535,198	-15.3
	介護保険特別会計	94,144	0.9
	老人保健特別会計	30,116	0.3
	介護サービス事業	0	

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、

「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示しています。

会計名		資金不足・剰余額	(分母比)
法適用企業 宅地造成事業 以外	水道事業会計	846,462	8.4
	病院事業会計	-1,016,973	-10.1
法非適用企業 宅地造成事業 以外	下水道事業特別会計	0	
合計		-1,426,285	-14.2
標準財政規模(再掲)		10,035,717	100.0
連結実質赤字比率 (%)		14.21	※

3. 平成19年度 実質公債費比率の状況

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	公債費充当一般財源等額(繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(3①表「オ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(3②表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	災害復旧費等に係る基準財政需要額	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(単元利償還金に係るものに限る。)
平成17年度	1,426,140		524,538	128,480	98,135	105	323,014	6,296,746	3,212,939	650,985	285,994	143,613
平成18年度	1,336,523		482,782	138,977	99,461	2,440	372,256	6,364,564	3,243,705	571,372	264,582	131,089
平成19年度	1,224,543		461,508	129,851	88,371	298	461,741	6,388,136	3,129,204	518,377	260,635	103,869

	⑬	⑭	⑮
	災害復旧費等に係る基準財政需要額(単元利償還金に係るものに限る。)	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	密度補正により基準財政需要額に算入された単元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)
平成17年度	272,206	1,708	22,862
平成18年度	275,731	1,708	17,039
平成19年度	288,718	1,708	5,311

	⑯	⑰
	地方財政法第5条の4第1項第2号の規定に基づき総務大臣が定める額(算入公債費の額)(特別区のみ記入)	地方財政法施行令第12条の規定に基づき総務大臣が定める額(算入単公債費の額)(特別区のみ記入)
平成17年度		
平成18年度		
平成19年度		

	実質公債費比率(単年度)	実質公債費比率(3カ年平均)
平成17年度	12.38028	10.7
平成18年度	10.94387	
平成19年度	8.77959	

3

(参考)

	⑤の内訳					
	PF1事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国土改良事業並びに旧独立行政法人緑資源機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第6号)
平成17年度					98,135	
平成18年度					99,461	
平成19年度					88,371	

■計算式

$$\frac{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{6} - \textcircled{7} - \textcircled{11} - \textcircled{12} - \textcircled{13} - \textcircled{14} - \textcircled{15} - \textcircled{16} - \textcircled{17}}{\textcircled{8} + \textcircled{9} + \textcircled{10} - \textcircled{7} - \textcircled{11} - \textcircled{12} - \textcircled{13} - \textcircled{14} - \textcircled{15} - \textcircled{16} - \textcircled{17}}$$

※基本的な考え方

⑦、⑪～⑰で示される地方交付税措置相当額については、分母・分子からそれぞれ控除する。

4. 平成19年度 将来負担比率の状況

将来負担額 A

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合等 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額	地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等	連結実質 赤字額	組合等連結実質 赤字額負担見込額
15,232,315	706,965	7,293,439	319,253	3,785,284	884,074	0	884,074	0	1,426,285	0
(分母比) 171	8	82	4	43	10		10		16	

充当可能財源等 B

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	うち都市計画税	基準財政需要額 算入見込額
2,088,347	4,158,718	4,158,718	14,184,887
(分母比) 23	47	47	159

将来負担額 A	
29,647,615	333

充当可能財源等 B	
20,431,952	229

A - B	
9,215,663	103

将来負担比率 (%)
103.3

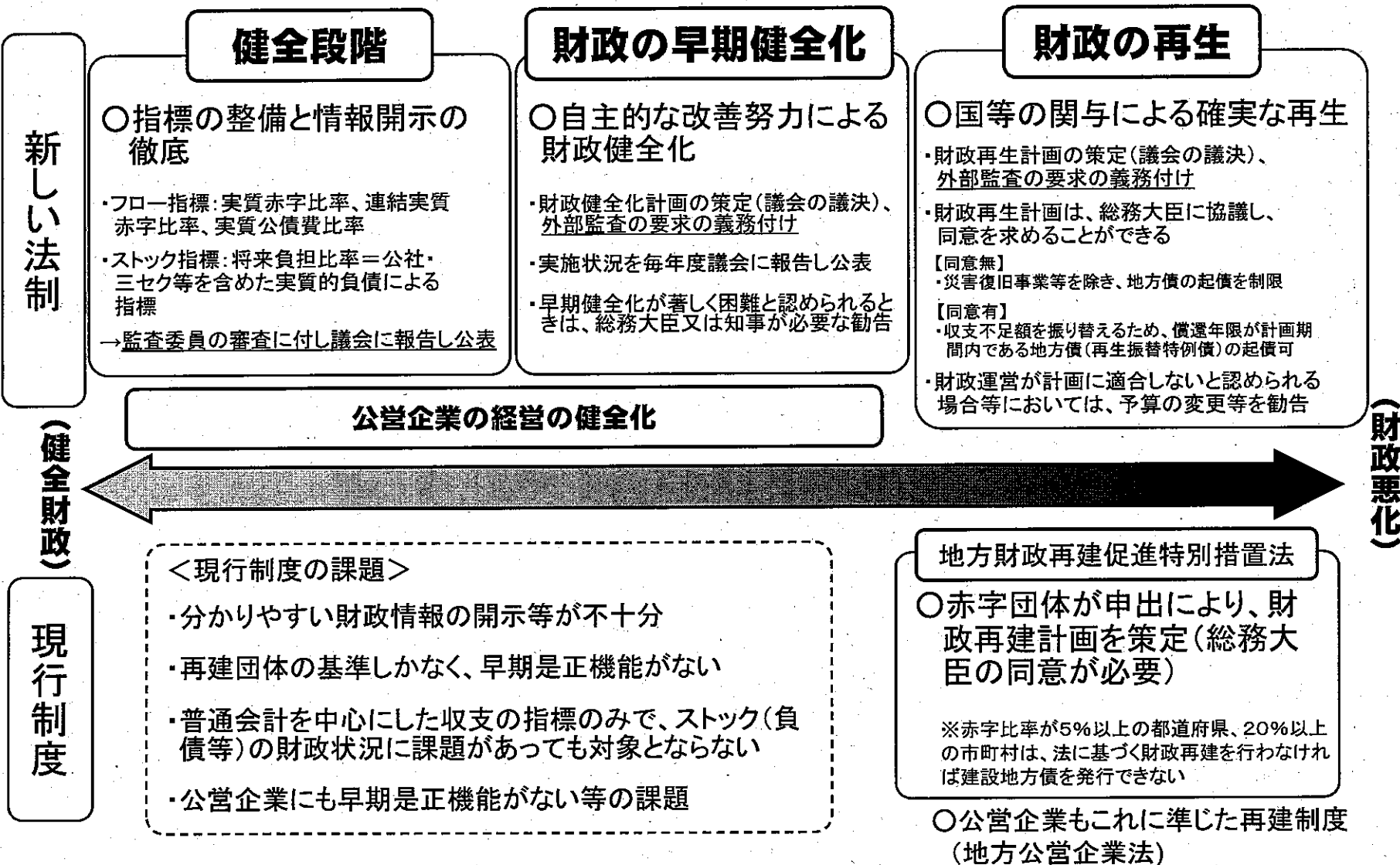
標準財政規模 C	
10,035,717	113

算入公債費等の額 D	
1,121,982	13

C - D	
8,913,735	100

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

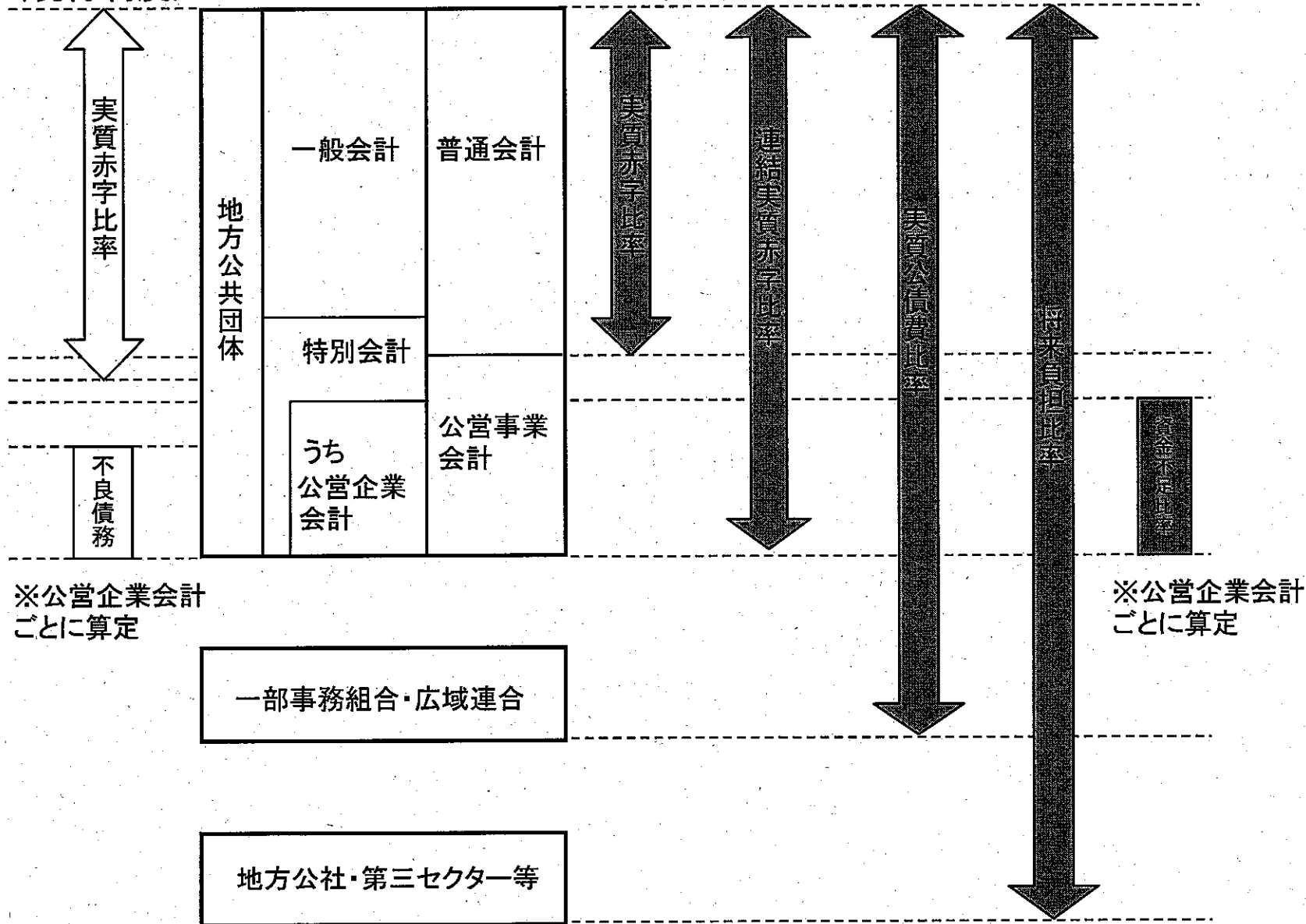
(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



健全化判断比率等の対象について

(現行制度)

(地方公共団体財政健全化法)



健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{matrix} (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{matrix}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

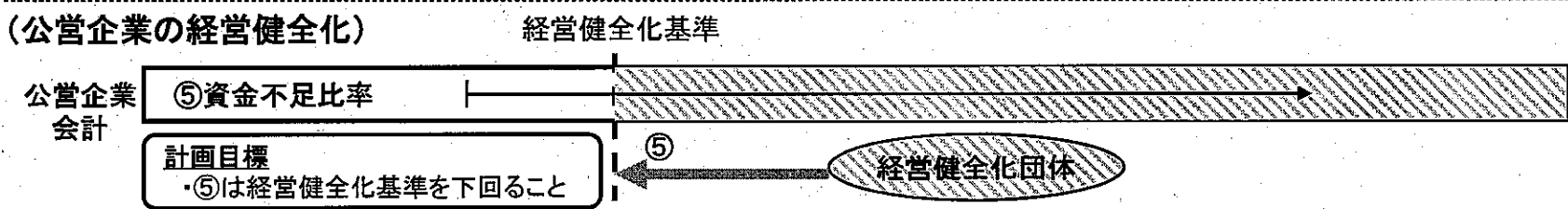
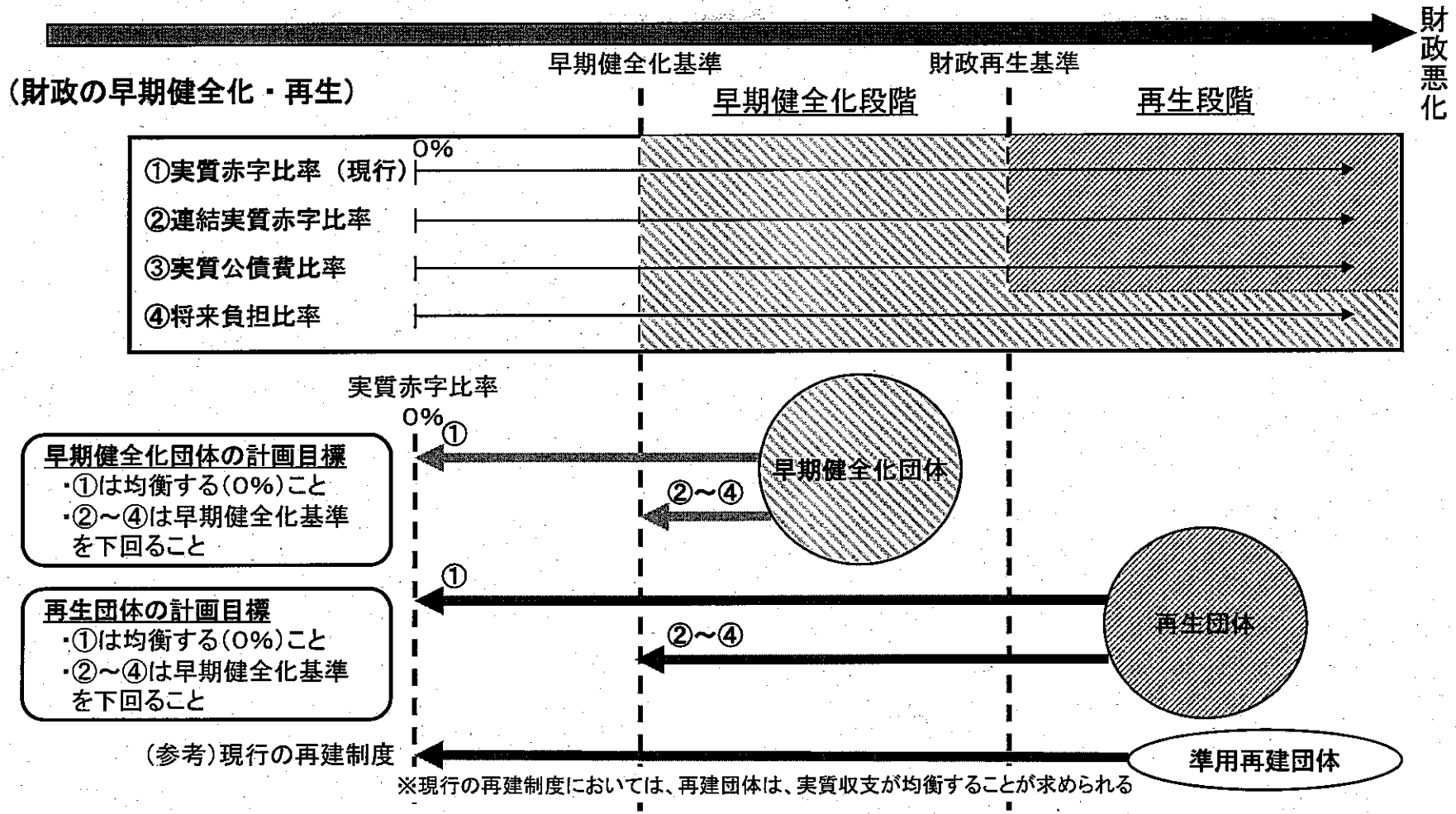
$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
 - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
 - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準等

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を平成19年6月に制定。
- 財政指標の公表は平成19年度決算から、計画策定の義務付けは平成20年度決算から適用。
- 早期健全化、財政再生等の基準を定める政令を平成19年12月28日に公布。

財政の早期健全化

財政健全化計画の策定、
外部監査の要求 等

財政の再生

財政再生計画の策定、計画につ
いて国の同意手続、地方債の制
限、再生振替特例債 等

	(参考)地方債協議・ 許可制移行基準	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率 ・一般会計等の実質赤字の比率	都道府県:2.5% 市町村:財政規模に応じ 2.5~10%	都道府県:3.75% 市町村:財政規模に応じ11.25~15%	都道府県:5% 市町村:20%
○連結実質赤字比率 ・全ての会計の実質赤字の比率	—	都道府県:8.75% 市町村:財政規模に応じ16.25~20%	都道府県:15%(※) 市町村:30%(※)
○実質公債費比率 ・公債費及び公債費に準じた経費の 比重を示す比率	18%	都道府県・市町村:25%	都道府県・市町村:35%
○将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計等が将来 負担すべき実質的な負債を捉えた比率	—	都道府県・政令市:400% 市町村:350%	—
○公営企業における資金不足比率 ・公営企業ごとの資金不足の比率	10%	20%	—

(※) 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準(市町村は40%→40%→35%)を設ける。

地方公共団体の長と議会の関係



財政指標の開示	4つの指標(健全化判断比率)	報告
	公営企業会計の資金不足比率	報告

(財政の早期健全化・再生)

早期健全化 (α以上)	財政健全化計画策定	議会の議決
	計画の実施状況	報告
	国・都道府県による勧告の内容	報告
再生 (β以上)	財政再生計画策定	議会の議決
	計画の同意に係る協議	議会の議決
	計画の実施状況	報告
	国による勧告の内容	報告

(公営企業の経営健全化)

公営企業の 経営健全化 (γ以上)	経営健全化計画策定	議会の議決
	計画の実施状況	報告
	国・都道府県による勧告の内容	報告

法律の施行に向けたスケジュールについて

平成19年度			平成20年度			平成21年度		
6/22	～12月	3月	4月～	秋	3月	4月	秋	3月
○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」公布	○ 再生基準等を内容とする政省令の整備 指標の具体的算定ルール及び早期健全化基準・財政 (地方公共団体との意見交換)	(平成20年度予算編成)	○ 指標の公表に係る規定の施行 (平成20年4月1日)	○ 19年度決算に基づく指標の公表		○ 計画策定義務等に係る規定の施行	○ 20年度決算に基づく指標の公表	○ 財政再生計画を策定 (平成21年度内) 計画策定義務に該当する団体は、財政健全化計画・

